

チューター制度について

1. チューター制度の目的

チューター制度は大学入学当初の留学生の学習・日常生活上での不便を解消し、留学効果を高めることを目的とする。

(対象：原則入学後1年以内の留学生)

2. 資 格

原則として、留学生の所属学科(専攻)に関連のある大学院生、学部学生。ただし、必要かつ適切と認められる場合は、日本語によるコミュニケーションが十分とれる外国人留学生も可とするが、在日経験・資格外活動許可等に留意すること。

3. 実施期間 対象となる留学生の入学後、最初の1年間

※4月入学：4月～翌年3月

10月入学：10月～翌年9月

4. 留学生とのコンタクト

- (1) チューターは指導する日時・場所を予め当事者と相談し、定期的(週2～3回・1回1～2時間)にサポートすること。
- (2) 緊急時の連絡先を確認すること。
- (3) チューターは留学生のオリエンテーション、懇談会等に参加すること。

5. 学習・研究に関する指導方法

- (1) チューターによるサポートは、元来こういうことをしなければならないという決まった内容があるわけではない。チューターが留学生と話し合い、自由に学習を進め、親交を深めて留学生に自分が何を学習したいのかははっきり述べさせ、それを尊重すること。
- (2) 留学生には特別の履修科目があるので、チューターは留学生の履修ガイド、シラバス、大学院学習要覧等を参考にして、留学生が取得すべき科目を正確に把握し、助言すること。
- (3) 適切な参考書の紹介、実験実習の内容の説明、授業ノートの整理の手助け等を行うこと。
- (4) 図書館、情報処理センター等諸施設の利用方法について説明すること。
- (5) 日本語については現在、日本語教育コースを行っているので、担当の教員に相談を受けるよう助言するとともに、日本語の新聞を読むこと等の指導をすること。
- (6) 土・日・祝祭日および夜9時以降の指導は避けること。

6. 日常生活に関する指導方法

- (1) 留学生に対する事務手続きを把握すること。具体的には授業や、単位に関する事は教務課へ、入試に関する事は入試課へ、奨学金や学生寮に関する事は学生サービス課の窓口へ留学生と同行し、相談すること。

- (2) 病気になった時は大学の保健管理センターに相談すること。また、必要に応じて病院に行くよう指導すること。
- (3) 夏季休業中等は対面による実際の指導が難しくなりがちのため、最低限電話連絡等で有効なサポートに努めること。

7. その他

チューター制度に関する不明な点については、学生サービス課留学生係（03-5463-0436）までお問い合わせ下さい。